

学校教育法の改正に対する本学の対応について

1 法令改正の趣旨（平成 26 年 8 月 29 日付 文部科学省通知より抜粋）

大学が、人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築することが重要である。今回の改正は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長又は大学共同利用機関法人の機構長の選考に係る規定の整備を行う所要の改正を行ったものである。

2 趣旨に対する主な改正ポイント

（1）教授会の役割の明確化

- ①教授会は必置の機関であること[学校教育法第 93 条第 1 項]
- ②校務に関する最終的な決定権が学長にあること[同 92 条第 3 項、93 条第 2 項・第 3 項]
- ③重要事項に関し、学長が一定の事項について決定を行うに当たり、教授会が意見を述べること（「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」、「その他学長が定めた教育研究に関する重要な事項」）[同 93 条第 2 項]
- ④教授会は決定機関ではなく、審議機関であること。[同第 93 条第 2 項・第 3 項]
- ⑤教授会は専門的な観点から教育研究に関する事項を審議すること[同上]

（2）副学長の権限の強化

- ⑥副学長の学長を補佐する体制の強化（学長からの命を受けた範囲で業務分担が可能）[同 92 条第 4 項]

3 点検結果の主な学内対応

法令改正を受け、文部科学省通知に基づき、関係所管にて内部規則の点検を行い、結果を学内諸会議にて報告。（詳細は別紙点検結果参照。）

- 5 月 25 日 教育研究会議にて報告
- 6 月 2 日 教育研究審議会にて報告
- 6 月 25 日 経営審議会にて報告

4 点検を実施した内部規程等

- （1）公立大学法人横浜市立大学定款
- （2）横浜市立大学学則
- （3）横浜市立大学大学院学則
- （4）公立大学法人横浜市立大学人事委員会規程
- （5）公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程
- （6）公立大学法人横浜市立大学教育研究審議会規程
- （7）横浜市立大学教育研究会議規程
- （8）公立大学法人横浜市立大学国際総合科学部教授会規程
- （9）公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程
- （10）公立大学法人横浜市立大学教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程
- （11）公立大学法人横浜市立大学副学長に関する規程

内部規則点検結果				
No.	チェックポイント	具体的な確認事項 確認にあたっての留意事項	点検結果	対象内部規則(名称、条文等)
①	教授会の必置 (第93条第1項関係)	(1) 教授会が必置の機関とされているか。 (1) 第93条第1項は、改正前に引き続き、教授会を必置とするものである。	(1) 教授会を必置としている。	●横浜市立大学学則 (教授会) 第75条 本学各学部教授会を置く。 ●横浜市立大学大学院学則 (教授会) 第23条 研究科に教授会を置く。
②	学長の最終的な決定権の担保 (第92条第3項、第93条第2項、第3項関係)	(1) 校務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されているか。 (2) 法人化された公立大学については、教育公務員特例法に基づいて教授会に権限を認める規定が、改正法の趣旨に反するような形で残っていないか。 (1) 学長の最終的な決定権が担保されていることが必要。学長が判断の一部を教授会等に委任することは、学長に最終的な決定権が担保されている限り、法律上禁止されるものではないが、教授会の判断が直ちに大学の判断となり、学長が異なる判断を行う余地がないような形で権限を委譲することは、法律の趣旨に反する。 (2) 国立大学及び法人化された公立大学については、法人化以降は教育公務員特例法で定められた教員の選考等に関する規定は適用されないことを踏まえ、内部規則の適切な総点検・見直しを行うことが求められること。	(1) 学則上、学長が教育・研究全般の事項を統括するとあり、定款で定められた大学の教育研究に関する重要事項を審議する諮問機関として教育研究審議会が設置されている。 (2) 公務員特例法に関する内容について 教員の採用人事において、旧来の教授会による人事を排して、学長の諮問機関として外部委員を含む人事委員会を創設した。これは、学長主導のもと大学の将来構想に沿った採用をスムーズに行うもので、人事委員会にて採用人事等のプロセスを学長主導のガバナンスのもとで管理するシステムである。 教員採用については、人事委員会で審議のうえ、その結果を受けた学長が採用の申し出を理事長に行い決定されるが、審議にあたっては、事前の審査、選考等の作業を学群長や学部長、病院長等で構成する部会で行っている。 また、教育組織の部局長等の選考についても、学長が人事委員会に報告し、理事長に申し出、理事長はその申し出により、任命している。	(1) ●横浜市立大学学則 (学長) 第58条 学長は教育及び研究全般の事項を統括する。 ●公立大学法人横浜市立大学定款 (設置及び構成) 第18条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。 2 省略 (招集) 第19条 教育研究審議会は学長が必要と認めるときに招集する。 2 省略 (2) ●横浜市立大学学則 (人事委員会の設置) 第73条 学長の諮問機関として人事委員会を置く。 2 省略 (人事委員会の目的) 第74条 人事委員会は、教育と研究の水準の向上を図るため、全学的な視点にたつて、より優秀な人材を招聘し、確保する仕組みとして機能すること並びに全教員を対象とした公募制及び任期制による教員人事の公平性、透明性及び客観性を確保することにより、教員人事の活性化及び適正化を図ることを目的とする。 ●公立大学法人横浜市立大学人事委員会規程 (所掌事務) 第2条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項について審議等を行い、学長に報告する。 (1) 法人の教員となる採用候補者の審査・選考 (2) 法人の教員となる昇任候補者の審査・選考 (3) その他教員の人事に関し学長から諮問された事項 ●公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程 第4条 教員管理職(診療科部長は除く。)の選考は、学長が人事委員会に報告し、理事長に申し出る。 2 理事長は、前項の学長の申し出により、教員管理職(診療科部長は除く)を任命する。 3 省略

No.	チェックポイント	具体的な確認事項 確認にあたっての留意事項	点検結果	対象内部規則(名称、条文等)
③	重要事項に関する意思決定 手続	<p>(1)「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」「前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べる必要が、どのように担保されているか。</p> <p>(2)「前項に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」が、適切に定められているか。現時点で定められていない場合には、どのような形で定める予定か。</p>	<p>(1)「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、その他の教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、それぞれ学則及び大学院学則上に定められている。</p> <p>(2)教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものが、適切に定められている。</p> <p>学則上、教育研究審議会における審議事項として、(7)その他教育研究に関する重要事項と定めており、教育研究審議会の構成員として、(3)学長が定める教育研究上の重要な組織の長が定められている。</p> <p>この(3)にあたる者としては、各学部・研究科の教授会の議長である学部長、研究科長であり、各教授会の代表者として、学長が最終決定を行うに際して、意見を述べるができる。</p>	<p>(1)</p> <p>●横浜市立大学学則 (入学者の決定及び入学手続き) 第19条 入学志願者については、選考の結果に基づき合格者を決定し、入学を許可する。 (卒業の認定) 第51条 卒業の認定は、教授会の議を経て学長が行う。 (学位の授与) 第52条 本学を卒業した者には、次の区分に従って学士の学位を授与する。 国際総合科学部 学士(国際教養学)、学士(経営学)、学士(経済学)、学士(会計学)、学士(理学)又は学士(学術) 医学部 学士(医学)、学士(看護学) 2 省略</p> <p>●横浜市立大学大学院学則 (学位の授与) 第16条 各課程を修了した者には、次の学位を授与する。 ※条文内の表は省略 (横浜市立大学学則の準用) 第34条 その他研究科について必要な事項は、横浜市立大学学則の規定を準用する。 ※以下省略</p> <p>以下、条文のみ抜粋(教授会の議を経て学長が決定・許可する事項)</p> <p>●横浜市立大学学則 第20条(休学)、第21条(復学)、第22条(退学)、第23条(除籍)、第24条(再入学)、第26条(転学部)、第27条(転学科)、第33条(表彰)、第34条(懲戒)、第45条(他の大学の授業科目の履修)</p> <p>●横浜市立大学大学院学則 第8条4項(学年の途中における入学)、第8条の2(転入学)、第12条(他の大学院の授業科目の履修)、第13条(他の大学院等における研究指導)、第14条(外国の大学院等への留学) (横浜市立大学学則の準用) 第34条 その他研究科について必要な事項は、横浜市立大学学則の規定を準用する。 ※以下省略</p> <p>(2)</p> <p>●横浜市立大学学則 第72条 本学に教育研究審議会を置く。 2 教育研究審議会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1)学長 (2)副学長 (3)学長が定める教育研究上の重要な組織の長 (4)本学の附属病院の長 (5)公立大学法人横浜市立大学(以下「法人」という。)の役員又は職員以外の者で本学に関し広くかつ高い識見を有するものうちから、学長が指名するもの 3 教育研究審議会、次に掲げる事項を審議する。 (1)中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、本学の教育研究に関するもの (2)地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、本学の教育研究に関するもの (3)学生の円滑な修学、進路選択等に必要の助言、指導その他の支援に関する事項 (4)学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する方針に関する事項 (5)教育課程の編成に関する事項 (6)教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項 (7)その他教育研究に関する重要事項</p>
	(第93条第2項関係)	<p>(1)上記事項については、今回の法改正によって、学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べることとされたことから、相応の内規の整備が求められる。</p> <p>学長による定め方は、学長裁定や学長決定など様々な方法が考えられる。</p> <p>(2)学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて定めること。その際、教授会の意見を参酌するよう努めること。ただし、具体的にどのような事項について教授会の意見を聴くこととするかは、学長が、各大学の実状等を踏まえて判断すべきこと。</p>		

No.	チェックポイント	具体的な確認事項 確認にあたっての留意事項	点検結果	対象内部規則(名称、条文等)
④	教授会の審議機関としての性格	<p>(1) 教授会は審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることが、どのように担保されているか。</p> <p>(2) 教授会における「議決」や「決定」が、大学としての最終的な「議決」や「決定」とは異なるものであることを周知するために、実効性のある方策が行われているか。</p> <p>(1)「審議」とは、字義通り、論議・検討することを意味し、決定権を含まない。 規定上の個別の文言のみで判断すべきではなく、内部規則相互の上下関係・優先関係を確認し、全体をわかりやすく体系化した上で、学長の校務に関する最終決定権が内部規則全体の体系の中で担保されるようにすること。</p> <p>(2) 教授会が学長等に意見を述べる際には、教授会として何らかの決定を行うことが想定されるが、教授会の決定が直ちに大学としての最終的な意思決定とされる内部規則が定められている場合には、法律の趣旨からして適切ではなく、学長が最終決定を行うことが明らかとなるような見直しが必要である。</p>	<p>(1) 部局ごとに設置されている教授会で審議後、教授会より上位に位置づけられている全学の会議体である教育研究会、教育研究審議会にて審議される。教育研究審議会に部局ごとに設置されている教授会の長が出席し、学長に対して意見を述べる機会となっている。(③の内容と関連)</p> <p>(2) 教授会における「議決」や「決定」が最終的な「議決」や「決定」と異なることであることは、教育研究審議会が法人の定款に位置づけられていること及び会議体の序列により周知されている。</p>	<p>●公立大学法人横浜市立大学定款 (設置及び構成) 第18条 大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。 2 教育研究審議会は、次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 学長が定める教育研究上の重要な組織の長 (4) 大学の附属病院の長 (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長が指名するもの(招集) 第19条 教育研究審議会は、学長が必要と認めるときに招集する。 2 学長は、教育研究審議会の構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。 (議事) 第20条 教育研究審議会の議長は、学長又は学長が指名する者をもって充てる。 2 教育研究審議会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。 3 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (審議事項) 第21条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 中期目標について市長に述べる意見及び年度計画に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの (2) 地方独立行行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの (3) 学生の円滑な修学、進路選択等に必要助言、指導その他の支援に関する事項 (4) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針及び学位に関する方針に関する事項 (5) 教育課程の編成に関する事項 (6) 教育研究の状況の自己点検及び評価に関する事項 (7) その他教育研究に関する重要事項 2 教育研究審議会は、経営審議会に対し、意見を述べることができる。</p> <p>●公立大学法人横浜市立大学教育研究審議会規程 (構成) 第2条 教育研究審議会は、横浜市立大学学則(以下「学則」という。)第72条に基づき次に掲げる者をもって構成する。 (1) 学長 (2) 副学長 (3) 国際総合科学部長、医学部長、医学部医学科長、医学部看護学科長、都市社会文化研究科長、国際マネジメント研究科長、生命ナノシステム科学研究科長、生命医科学研究科長、医学研究科長、国際総合科学群長、医学群長、木原生物学研究所長、学術情報センター長、先端医科学研究センター長、事務局長及び学務・教務部長 (4) 附属病院長及び附属市民総合医療センター病院長 (5) 学則第72条第2項第5号の規定に基づき学長が指名する委員2名 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>●横浜市立大学教育研究会議規程 (役割) 第2条 教育研究会議は、次に掲げる事項の情報共有や協議を行う。 (1) 教育研究に関する全学的調整事項 (2) 教育研究審議会における審議事項に係る議事調整事項 (3) 学術院会議における協議・調整結果 (4) 前3号に定めるもののほか、学長が必要と認める事項 (組織) 第3条 教育研究会議は、次に掲げる者を委員として組織する。 (1) 学長及び副学長 (2) 国際総合科学部長、医学部長、医学部医学科長、医学部看護学科長、都市社会文化研究科長、国際マネジメント研究科長、生命ナノシステム科学研究科長、生命医科学研究科長、医学研究科長、学長補佐、国際総合科学群長、医学群長、学術情報センター長、アドミッションズセンター長、研究推進センター長及び学務・教務部長 (3) 木原生物学研究所長、先端医科学研究センター長、プラクティカル・イングリッシュ・センター長、グローバル都市協力研究センター長、地域貢献センター長、キャリア支援センター長、保健管理センター長、附属病院長、附属市民総合医療センター病院長及び共通教養長 2 前項のうち、第3号の委員については、必要に応じて招集する。 3 第1項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。</p>
	(第93条第2項、第3項関係)			

No.	チェックポイント	具体的な確認事項 確認にあたっての留意事項	点検結果	対象内部規則(名称、条文等)	
⑤	教授会の審議事項	<p>(1) 法律上、教授会の審議事項が、「教育研究に関する事項」であることを周知するために、実効性のある方策が行われているか。</p> <p>(2) 教員人事のうち、①「教員の教育研究業績の審査」については教授会などの教員組織において行われるべきであるが、②「教員ポストの配置」については、学長又は設置者が全学的な視点から判断すべきものであることを周知するために、実効性のある方策が行われているか。</p>	<p>(1) 法律上、教授会の審議事項は、「教育研究に関する事項」であることであり、これらの事項の中には、経営に深く関わる事項が含まれる場合も考えられるが、教授会は、あくまでも教育研究に関する専門的な観点から意見を述べること。</p> <p>(2) 教員人事については、①教員の教育研究業績の審査(選考)と、②教員ポストの配置(配置)、に分けて考えることが必要であり、前者(①)については教授会などの教員組織で審議されるべきだが、後者(②)学長又は設置者が全学的な視点から決定すべきである。ただし、「教員ポストの配置」について、学長又は設置者が、教授会の意見を聴くことを妨げるものではない。</p>	<p>(1) 部局ごとに設置されている教授会の審議事項が①学生の身分に関すること②運営会議から付議された、その他教育に関すること(大学院は更に③学位に関すること)のみであり、毎月運営会議より付議されている。</p> <p>(2) 教員人事に関し、①教員の教育研究業績の審査(選考)と②教員ポストの配置について、 前者(①)は、前記の人事委員会にて審議するうえで、学群長、学部長等で構成される部会において昇任の審査を行っている。教授会とは異なるものの、教員組織において教育研究業績の審査が行われている。 後者(②)は、教員組織の各部局から上がってくる教員採用の必要性等について、まず学長ミーティングにて審議する。併せて、公募の可否、講義内容、必要な資格等についても審議した後、学長が人事委員会に諮問する形を取っており、そのポストの配置については全学的な視点から決定するプロセスとなっている。</p> <p>教員人事については、教授会とは切り離されているものの、教員組織の各部局からの発議となっており、学長又は設置者が意見を聴くことを妨げるものではない。</p>	<p>(1)</p> <p>●横浜市立大学学則 (教授会の審議事項) 第77条 学部教授会は、次の事項を審議する。 (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等の学生の身分に関すること (2) 学部運営会議から付議された、その他学部の教育に関すること</p> <p>●横浜市立大学大学院学則 (教授会の審議事項) 第25条 教授会は、次の事項を審議する。 (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学等の学生の身分に関すること (2) 学位に関すること (3) 研究科運営会議から付議された、その他研究科の教育に関すること</p> <p>●公立大学法人横浜市立大学国際総合科学部教授会規程 (審議事項) 第5条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 入学、進級、卒業、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学、転学部、転学科、留学、学士入学等の学生の身分に関すること (2) 学部運営会議から付議された、その他学部の教育に関すること</p> <p>(2)</p> <p>●横浜市立大学学則 (学群長) 第68条 学群に学群長を置く。 2 学群長は、学群に所属する教員の総合調整を行う。 3 学群長は、学部、研究科、病院、又は系列からの教員人事の要請、又は発議について調整、及び学長への提案に関することについて、学群調整会議の議を経て、決定する。</p> <p>●公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程 (昇任審査) 第8条 学長は、推薦者から提出された昇任候補者の審査を人事委員会に諮問する。 2 諮問を受けた人事委員会は、次の各号について審査を行い、総合的に判断の上、昇任の適否を判断し、職位ごとに優先順位を付して学長に報告する。 (1)～(5)省略 (部会の設置) 第9条 人事委員会は、昇任審査について部会に委任することができる。 2 省略 (昇任手続) 第10条 報告を受けた学長は、報告内容に基づき、昇任候補者を理事長に内申する。 2 理事長は、経営的判断のもと、学長が申し出た優先順位に基づき、昇任者を決定する。 3 理事長は、昇任決定者と新たな労働契約を締結したうえで、発令する。</p>
⑥	副学長の職務	<p>(1) 副学長の権限の強化⇒学長補佐体制の強化</p> <p>(2) 副学長があらかじめ学長から命令された範囲で業務を分担できるようになる(副学長名で校務を処理できる) ⇒何を命じておくか整理が必要</p>	<p>規程において、副学長が補佐する具体的な所掌範囲については明記されており、その権限において指揮、命令を行っている。 また、副学長は学長を補佐し、学部長、研究科長等を指導・監督する立場にあるといったことについても現行規程から解釈することができる。</p>	<p>●横浜市立大学学則 (副学長) 第59条 副学長は、学長を補佐する。</p> <p>●公立大学法人横浜市立大学教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程 (副学長) 第1条 副学長は、それぞれの業務について学長を補佐する。 (1) 金沢八景キャンパス、舞岡キャンパス及び鶴見キャンパスにおける教育研究に関すること (2) 福浦キャンパスにおける教育研究、及び両病院の教育研究とそれに伴う診療に関すること (3) 学術院全体の運営に関する管理・調整</p> <p>●公立大学法人横浜市立大学副学長に関する規程 (職務) 第3条 副学長は、学長の職務を助け、次の各号に掲げる業務を掌理する。 (1) 教学 (2) 点検・評価 (3) 事業</p>	
	(第93条第2項、第3項関係)				